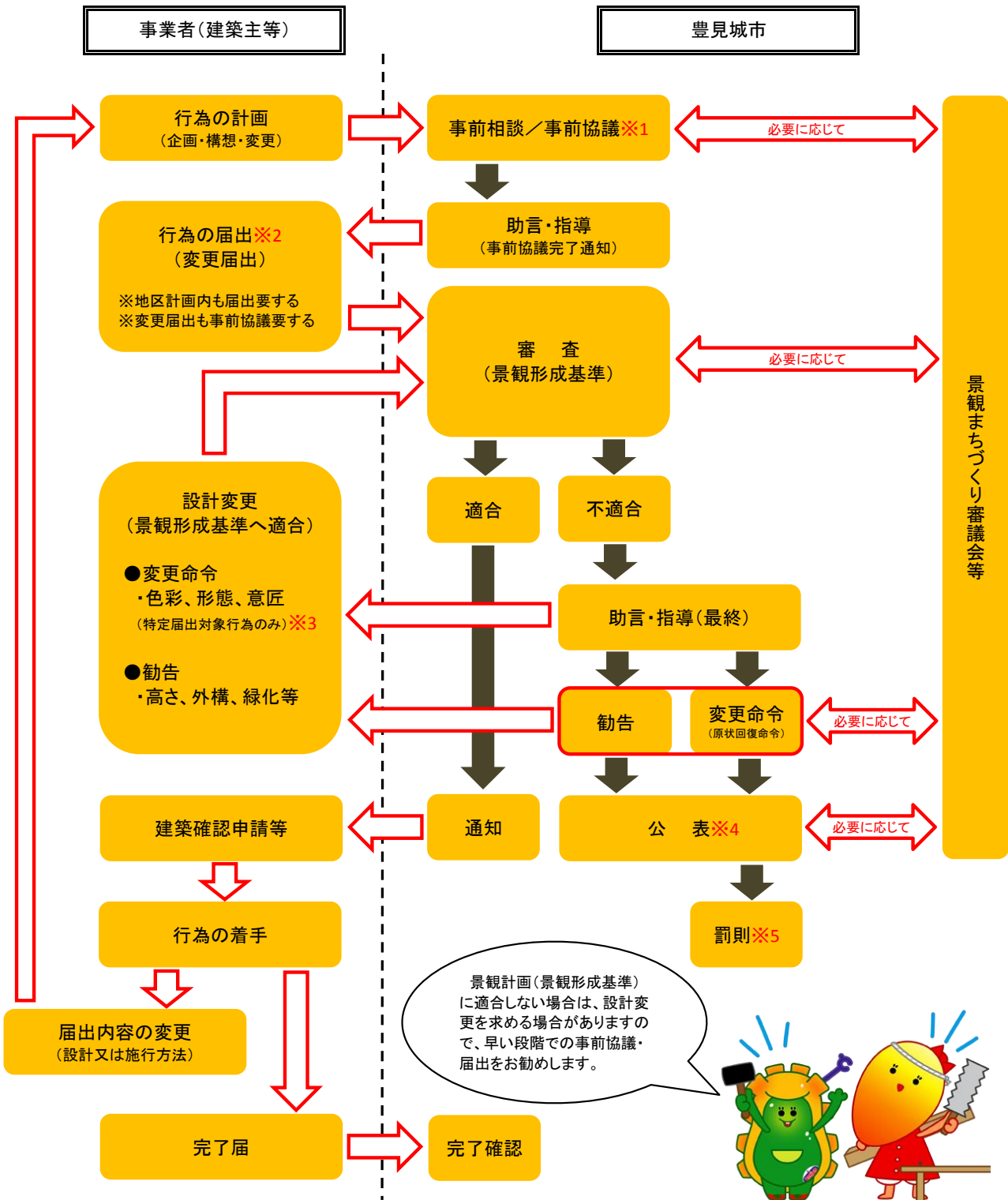


◇届出制度の流れ



※1 事前協議は設計変更が可能な時期を含め、行為届出の概ね「30日前」までに行ってください。
 ※2 原則、行為届出から「30日間」は行為の着手はできません。(景観に影響がない場合は短縮可能)
 ※3 特定届出対象行為は以下のとおり。

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 正当な理由なく勧告、変更命令等に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。
 ※5 変更命令等に従わない場合は、景観法に基づき罰金、懲役に処される場合があります。(未届出・虚偽等も罰則あり)



◇届出が必要な行為

	行 為	行 為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	次のいずれかに該当するもの ①建築物の高さ※1が10m以上のもの ②建築物の延床面積が500㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※3	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの
工作物	・擁壁、塙、柵 ・煙突 ・RC柱、鉄柱、木柱等(電柱を除く) ・タンク等 ・広告塔、電波塔 ・高架水槽、サイロ、物見塔等 ・遊戯施設、プラント、車庫、 ・廃棄物処理施設	高さが3m以上のもの 次のいずれかに該当するもの ①高さが10m以上のもの※2 ②築造面積が500㎡以上のもの
	・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)その他これらに類するもの	高さが20m以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※3	上記の規模に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 その他政令で定める行為	次のいずれかに該当するもの ①面積が500㎡以上のもの ②切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m以上のもの
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が500㎡以上のもの
	木竹の伐採	次のいずれかに該当するもの ①幹周が90cm以上のもの ②伐採面積が500㎡以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が500㎡以上又は高さが3m以上で且つ60日以上継続するもの

- ※1 建築物の高さは、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までとなります。なお、斜面地の場合は、建築物が周囲の地面と接する平均地盤面からとなります。
- ※2 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとし、建築物と一体となって設置される場合は、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとなります。
- ※3 既存の建築物・工作物の外観の変更等についても規模が該当する場合は届出の対象となります。
- ※4 景観法第16条第7項各号に該当する場合は適用除外となります。詳しくは担当課にご確認ください。

